

特記仕様書

1. 本業務の目的

本業務は、大阪市城東区に位置する嶋野橋において、現地踏査及び既存資料調査を踏まえ、各施工段階すべてを対象に、橋梁・護岸・道路・仮設構造物の詳細設計を実施することを目的とする。また、関係機関との協議資料を作成し、工事発注前に各関係機関との事前協議を完了させることを目的とする。

2. 仕様書について

本業務は、各特記仕様書及び大阪市建設局作成による以下の仕様書に基づき実施しなければならない。業務委託遂行にあたって仕様書に定めなき事項もしくは疑義が生じた場合には、ただちに監督職員と協議すること。

- ・業務委託共通仕様書（平成28年9月）〈令和5年9月1日以降発注分より適用〉
- ・工事請負共通仕様書（令和3年3月）

【工事請負共通仕様書及び業務委託共通仕様書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018864.html>

3. 単価及び歩掛の適用年月について

本業務の積算に用いている単価及び歩掛は、大阪市土木工事標準積算基準書「1-1-1-1 適用範囲等」に記載の（前期改訂：4/1）及び設計業務等標準積算基準書（令和7年度版：国土交通省監修）を適用している。また、単価表に歩掛りが表示されている項目は見積を採用しているが、その歩掛は参考であり、受注者は本業務の趣旨を十分考慮したうえで、業務目的を完遂するための一切の手段について、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き受注者の責任において定めるものとする。

本業務の積算に用いている設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価については、国土交通省より令和8年2月17日付けで示された「令和8年度 設計業務委託等技術者単価」及び「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用している。

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035394.html>

4. 設計条件

橋梁名 : 嶋野橋

構造形式（現況）：鋼3径間連続鈹桁橋

橋長（現況） : 40.0m（3径間：11.2m+17.6m+11.2m）

幅員（現況） : 全幅 6.9m、有効幅員 5.5m

路面高さ（現況）：北詰 OP+4.08m、南詰 OP+4.10m

構造形式（計画）：上部工 鋼・コンクリート合成床版橋

下部工 逆T式橋台

基礎工 鋼管井筒基礎

橋長（計画） : 38.1m（完成計画中心線上）

有効幅員（計画）：（第1期施工：下流側に桁下高 OP+3.60m 以上で架設して歩道のみ供用）

歩道 3.5m

（第2期施工：既設橋撤去後に上流側に架設し、一体化を図って暫定供用）

車道 11.0m=2.75m×2+2.50m（付加車線）+1.50m（路肩）×2

歩道 2.50m 以上（両側）

（第3期施工：ジャッキアップで桁下高 OP+4.3m 以上として完成供用）

車道 $19.0m = 3.25m \times 4 + 2.75m$ （付加車線）+0.5m（中央帯）
+1.375m（路肩）×2

歩道 $2.50m = 3.0m - 0.5m$ （地覆幅） ← 都計幅 25m

道路規格 : 第4種第1級

設計荷重 : B活荷重

交差物件 : 一級河川 寝屋川（Q=470m³/s）

計画高水位 OP+3.50m

余 裕 高 0.1m（暫定時）、0.8m（完成時）

適用示方書 道路橋示方書・同解説（令和7年10月 公益社団法人 日本道路協会）

その他

- :(1) 過年度成果を十分確認の上、実施工を踏まえた妥当性の検証を行うこと。
課題や現地不整合などが認められた場合は、再検討および見直しを行うものとする。特に、施工箇所には既設構造物や支障物件（地下埋設物など不可視部分を含む）が輻輳することから、施工計画の立案にあたっては、現地条件を十分に把握し、関係構造物との干渉、施工手順を考慮の上、入念な検討を行うこと。
- (2) 嶋野橋の架け替えは桁下高 OP+3.6m以上での架替え（第1、2期施工）後、将来（JR 学研都市線の地下化後）はジャッキアップなどにより桁下高 OP+4.3m 以上に整備（第3期施工）を実施する方針としている。
第1期施工は既設橋を通行する歩行者動線を確保するため、歩道部（有効幅員 3.0m分）を先行架設して交通切り替えを行い、その後、第2期施工として既設橋を撤去したうえで、車道部を含む全幅員分を架設することを予定している。第3期施工は、余裕高を満足させるためのジャッキアップを行うとともに、道路縦断変更（完成系）に伴う橋面工の改修、橋台及び護岸パラペットの嵩上げ、取付道路工を予定している。本業務においては実現可能な将来計画（第3期施工）を行い、監督職員と協議の上、それに対応した橋梁詳細設計の実施および申し送りを作成すること。
- (3) R7 年度に実施した地質調査結果を適用すること。
- (4) 本業務で実施する現地調査結果・関係機関協議結果によっては橋梁計画の見直しが必要となる場合がある。

5. 業務内容

(1) 既存資料の収集整理

- ・現地踏査に先立ち別途貸与する図面、構造計算書、過去の点検資料、工事履歴及び工事竣工図書などの本市保管資料について整理を行い、現状を十分に把握すること。
- ・貸与資料については紛失や損傷に十分注意するとともに、業務に必要な資料を収集し整理を行うこと。

(2) 現地踏査

- ・設計及び関係機関協議資料の作成などに必要となる現地踏査を行うこと。
- ・現地踏査は遠方目視とし、特に工事内容、工事用道路及び施工ヤードなどの施工性の判断に必要な現地状況（地形などの自然状況、沿道・河川・用地条件などの周辺状況）を把握するとともに、埋設物及び添架物などの有無についてできる限り詳細に調査すること。
- ・橋梁及び橋梁接続道路の舗装状況、交通状況及び橋梁周辺の沿道状況などについて調査すること。
- ・現地踏査で異常個所を発見した場合は、速やかに監督職員に報告すること。

(3) 埋設管調査

- 架橋地周辺には、上下水道管・電力・ガス・通信などの埋設物が存在するため、掘削影響範囲および調査範囲においては、試掘などにより位置を確認のうえ、計画に反映すること。
- 既設橋の約 20m 下に埋設管が存在する。本管は移設困難であるため、基礎工はこれを避けた計画とする必要がある。詳細設計に先立ち正確な平面位置および深度を把握するための調査を実施すること。調査断面は、左右岸それぞれ 1 断面の計 2 断面を想定しているが、詳細な調査位置は監督職員と協議すること。調査前に既存資料を精査し、概略位置を把握のうえ調査計画すること。
- 調査に先立ち調査実施計画書を作成し、監督職員に確認すること。
- 現道切り回しが必要な場合は、切り回し計画を作成し、警察との協議を行うこと。

(4) 関係機関協議資料の作成

- 事業推進にあたっては、関係機関（地元（自治会、沿道住民）、河川管理者、舟運関係者、交通管理者及び埋設物・架空線管理者など）との合意形成が非常に重要である。協議に必要な資料を作成すること。
- 地元協議（特に沿道住民）では、取付け道路（豊里矢田線、石切大阪線）の嵩上げ影響を把握して協議方針を調整すること。また、協議にあたり、先端技術を活用するなどわかりやすい資料作成を行うこと。
- 協議資料の作成においては、関係機関との協議により条件などの変更が生じる可能性があるため、監督職員と綿密に打合せを行うこと。

(5) 施工計画

① 共通事項

- 関係機関協議、現地状況を基にした施工条件を取りまとめ、工事に必要となる進入路、重機・資材配置計画などを行い、既設橋梁の撤去も含めた施工ステップ図、施工工程表、施工計画・仮設備計画など、工事費積算に当たって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。
- 施工ステップ図、施工工程表には現道の切回しや占用物件移設時期など、関係機関との調整が必要となる事項について記載すること。なお、工事に影響する既設橋梁下の埋設管以外の占用物については撤去を予定しているが、関係機関協議などにより切回し計画が必要となる場合には、監督職員と協議を行うこと。
- 施工計画の検討については、警察・河川管理者との協議を踏まえ第 1、2 基施工を対象に行うこと。また、出水期の施工制限や制約のある施工ヤード、河川内での撤去・新設下部工施工、右岸道路（府道）規制など厳しい施工条件により、事業工程の長期化が懸念されるため、さらなる工期短縮を念頭に検討を行うこと。
- 施工による周辺への振動・騒音影響を把握するため、騒音振動予測を行い、その対策工について検討を行う。対象箇所は橋台背面の 2 か所とする。検討結果は地元協議資料などに反映すること。

② 河川内施工

- 右岸堤防背面には府道が供用しており、施工ヤードは左岸側に限定されるため、右岸下部工および左岸下部工の一部施工は、台船からの施工を想定している。航行船舶（航行幅）にも配慮した必要な台船計画を行うこと。
- 出水期では、止水土留などを伴い流下断面を減じる河道内施工は原則できない。非出水期においても、非出水期流量が流下できる断面を確保できる施工計画とする必要がある。流下能力確認は、不等流計算を実施して確認すること。解析結果は河川協議資料に反映すること。
- 基礎工施工時には様々な既設構造物の撤去が必要である。新設構造物の施工とあわせて実現可能で効率的な撤去方法を検討すること。
- 施工時の止水ラインは、現況護岸天端高以上を常に維持する計画とすること。

③ 交通処理計画

- 調査結果を踏まえ、北詰から片町茨田線（北側道路）までの交通処理形態（規制方針）について通行止め・一方通行などを検討している。検討結果を踏まえ周辺道路を含めた交通処理を検討・

計画すること。その結果を踏まえ、関係機関協議資料を作成すること。

- 北側道路や鳴野橋の交通規制による影響を軽減するため、迂回路計画を行うこと。
- 施工計画および関係機関協議結果を踏まえ、切回し計画・安全対策（仮設交差点信号配置計画を含む）を精査し、必要に応じて見直すこと。信号配置・配線計画は、施工ステップ毎に策定し、移設回数は最小化を図ること。
- 石切大阪線は、施工中に一定期間 1 車線規制（片側交互通行）する計画としている。現道交通・地元への影響に配慮し、1 車線規制期間を極力削減する必要がある。

④調査計画

1) 不発弾調査

- 架橋地は、京橋空襲などの戦災履歴があり不発弾等が埋没している可能性がある。施工時の安全確保を図るため、施工範囲内の陸上部および河川内についての不発弾調査計画を行うこと。
- 陸上部調査では、現道切り回し計画を作成すること。計画を踏まえ警察との協議が必要である。

2) 旧護岸矢板の試掘調査

- 鋼管矢板打設想定位置などについて、竣工図を踏まえ、試掘を実施して確認すること。
- 必要に応じて土留計画を実施すること（変更対象）。
- 試掘完了後は、現況復旧を原則とする。
- 想定外の構造物が確認された場合は速やかに監督職員に報告すること。
- 調査に先立ち調査実施計画書を作成し関係機関との事前協議（河川管理者など）が必要である。
- 現道切り回し計画を作成し、警察との協議が必要である。

(6) 設計業務

既存資料の収集整理結果・現地踏査結果・現地調査結果並びに関係機関協議結果を基に下記内容を実施すること。

①座標計算

- 発注者から貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図などに基づき、当該構造物の必要箇所（橋台、橋座、支承面、下部工、基礎工など）について、線形計算を行い、平面座標及び縦断計画高を求めるものとする。
- 貸与される道路線形計算書、平面及び縦断線形図などについて、設計位置周辺の現況擦り付け・河川条件との整合について確認を行い、監督職員と協議のうえ、精査・見直しを行うこと。
- 路面高は、交差道路（府道）との接続部（隅切）におけるすりつけを考慮して設定すること。

②設計細部事項の検討

- 受注者は、施工目地位置、使用材料、地盤定数、支承条件、構造細目、付属物の形式などの詳細設計にあたり細部条件について技術的検討を加えたうえ、これを当該設計用に整理するとともに適用基準との整合を図り確認を行うものとする。

③上部工詳細設計

- 過年度決定した橋梁形式に基づき、現地への搬入条件及び架設条件を考慮したうえで、将来的なジャッキアップを含む構造系変化に配慮し、次に示す事項について詳細設計を行うものとする。なお、疲労の検討および将来的なジャッキアップ工を見据えた設計も行うこと。

橋体、支承、高欄、伸縮装置、橋面排水装置、その他付属物など

- 支承、高欄、防護柵、伸縮装置、排水装置、床版防水及びその他付属物などについて、将来的なジャッキアップを含めた施工ステップ・供用形態を踏まえ、本業務に適用可能な案を各々提案するものとする。各案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理及び環境との整合などの総合的な観点から技術的特徴・課題を整理し、評価を加えて、監督職員と協議のうえ選定すること。
- 第1期施工では、上流端の止水ラインを現況護岸天端高以上とすること。

④下部工詳細設計

- 過年度決定した下部工形式に基づき、現地への搬入条件、既設橋の撤去及び施工条件を考慮したうえで、将来的なジャッキアップを含む構造系変化に配慮し、次に示す事項について詳細設計を行うものとする。なお、将来的なジャッキアップ工に必要な上部工接続部の橋座・パラペット・ウイングなどの改築計画も行うこと。

豎壁、パラペット、ウィング、フーチング、躯体及び基礎本体など

- 兼用護岸となることから、護岸条件を満足する設計とし、止水ラインの確保や護岸との接続方法についても検討を行い設計成果に反映すること。
 - 施工中における基礎（鋼管矢板）は土留構造としても利用することから、施工中における安全性や土留構造と躯体との取合いについても確認を行うこと。
 - 既設橋梁下には移設困難な埋設管が埋設されていることから、管理者との協議を踏まえ離隔などを確保し、橋梁ならびに埋設管の健全性を確保した計画を行う必要がある。
- ⑤護岸工詳細設計
- 取付護岸については、取付道路の嵩上げに伴う寝屋川護岸への影響及びその対策工を検討し、河川基準に基づき詳細設計を行うこと。
 - 既設護岸と橋梁との取り合いの止水方法についても検討を行い設計に反映すること。
- ⑥平面交差点詳細設計
- 都計道路整備（道路縦断変更（嵩上げ））に伴う交差点詳細設計を行うこと。
 - 設計は、施工ステップ毎の仮設交差点、第1期施工、第2期施工までとする。
- ⑦道路詳細設計
- 都計道路整備（道路縦断変更（嵩上げ））に伴う取付道路（豊里矢田線、石切大阪線）の詳細設計を行うこと。設計範囲について、豊里矢田線はJR踏切～南側の現況すりつけ付近までとし、石切大阪線は嵩上げ影響範囲とする。
 - 設計は、施工ステップ毎の切り回し道路、第1期施工、第2期施工までとする。
- ⑧架設計画
- 上部工の架設計画について、現地の立地条件及び輸送・搬入条件などを基に詳細な架設計画を行うものとする。
 - 架橋地周辺には近接構造物が存在するため、これらに対する安全を確保した計画を行うこと。
- ⑨仮設工の詳細設計
- 橋梁架替に伴い必要となる仮締切工の設計を行うこと。また、既設橋台の撤去時における安全性について、設計計算などにより照査すること。
- ⑩旧橋撤去設計
- 旧橋（鳴野橋）の撤去設計を行うこと。
 - 撤去設計に必要な一般図および構造図を作成し、撤去方法の検討を行うこと。
 - 撤去範囲は、河川協議結果を反映し、新設橋梁影響部および計画河床から-3mまでとする。
- ⑪設計図書・数量計算書のとりまとめ
- 設計図書及び数量計算書は、第1、2期施工などの施工ステップ毎に区分して取りまとめるものとし、詳細は監督職員と協議すること。
 - 令和9年5月末目途で概算数量を提出すること。

(7) 報告書作成

- 設計概要書、設計計算書などは、目次を作成し、インデックスをつけるなど、項目別にまとめること。設計計算書については、報告書と電算のアウトプットデータを別冊とし、報告書の必要な箇所には参照ページを記載すること。また、設計計算に使用する算式などについては、参考図書の該当ページをすべて記載すること。

(8) 打合せなど

- 打合せは、業務着手時及び成果品納入時ならびに中間打合せ6回を基本に行うこと。また、回数が増える場合は監督職員との協議のうえ、設計変更協議の対象とする。なお、打合せ内容については毎回議事録を作成し、その都度提出すること。

6. 提出書類及び成果品

- (1) 成果品の使用権は本市が有するものとする。
- (2) 成果品の内容については、各業務について必要な事項を整理し、事前に監督職員の確認を

得ること。

- (3) 成果品の納品は次のとおりとする。なお、電子データはオリジナル版とPDF版を提出するものとする。

設計図（A3判パイプ式ファイル）	1部
報告書（A4判パイプ式ファイル）	1部
電子データ（CD-R又はDVD-R）	2枚

- (4) 電子データの製作については、別紙 - 1 のとおりとする。

7. 管理技術者及び照査技術者

直接雇用関係を有し、次のいずれかの条件を満たす管理技術者を配置すること。

また、受注者は、次のいずれかの条件を満たす照査技術者を定め、「共通仕様書」に基づき照査を実施すること。

- (1) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を次のいずれかとするものに合格し、その登録を受けていること
- ア 建設部門（選択科目：「鋼構造及びコンクリート」）
 - イ 総合技術監理部門（選択科目：「建設一般」並びに「鋼構造及びコンクリート」）
- (2) 建設コンサルタント技術管理者認定制度により、国土交通大臣（旧建設大臣）に上記(1)と同程度の知識及び技術を有する者と認定されていること
- (3) RCCM（登録部門：「鋼構造及びコンクリート」）の資格を有し、登録を受けていること

8. その他

- (1) 「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」については、別紙 - 2 のとおりとする。
- (2) 本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。
- (3) 成果品の提出については、監督職員と綿密に打ち合わせや連絡調整を行うこと。
- (4) 公的機関以外での立入りがある場合は、事前に監督職員と綿密な打合せを行うこと。
- (5) 本業務遂行にあたり、疑義が生じた場合には、その都度、監督職員と協議し、その内容を確認したうえで業務を遂行しなければならない。
- (6) 生成 AI 利用に関する特記仕様書については別紙-3 のとおりとする。

特記仕様書

(条例の遵守)【条例 5 条関係】

第 1 条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号) (以下「条例」という。) 第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)【条例 6 条 2 項・条例 12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)【条例 7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)【条例 17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書


受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

城東区

大阪市建設局



鳴野橋

作成日：令和元年10月

0 100m